

計 画 書

用途地域の指定のない区域における建築形態規制に係る数値の変更について

〔特定行政庁指定〕

- 非線引き都市計画区域（以下「白地地域」という。）における容積率、建ぺい率に係る数値を次のとおり変更する。

名 称	指定する数値		備 考（法条項）
	現状	変更後	
容積率	40/10	20/10	建築基準法第52条第1項第6号
建ぺい率	7/10	6/10	建築基準法第53条第1項第6号

- 対象区域の現面積は、9,038ha。（別図参照）

- 変更理由

白地地域における容積率・建ぺい率については、平成16年度に鹿児島県において、容積率を40/10（400%）、建ぺい率を7/10（70%）で指定を行っている。

しかし、その後の合併により、白地地域と隣接する市街化調整区域との間で、容積率、建ぺい率の指定数値の格差が大きいため、相互の建築物や景観、土地利用等での違いが明確となり、統一性や一体性を確保できなくなる恐れがある。

そこで、今回、白地地域とその周辺部との格差の縮小を図り、良好な都市づくりを形成するために、上記の各数値に変更しようとするものである。